

第3次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）（案）について

第3次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）については、素案に対する区民意見等を反映させ、以下のとおり、計画（案）をとりまとめたので報告する。

1 案について

（1）素案から案への主な変更点

別紙1のとおり

（2）第3次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）（案）

別紙2のとおり

2 今後のスケジュール（予定）

令和3年 8月12日～9月1日 パブリック・コメント手続の実施

10月 策定

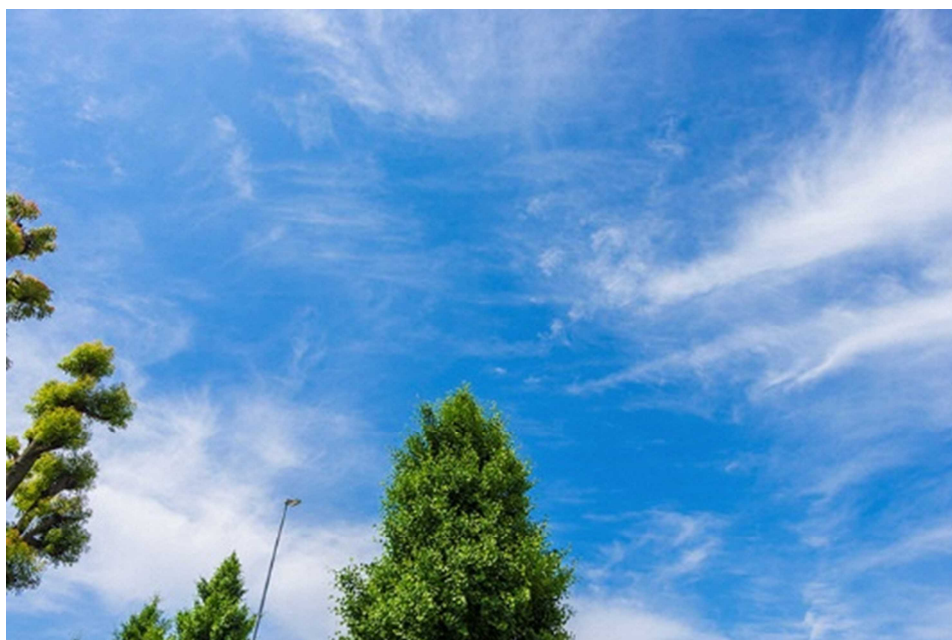
第3次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）（素案）
から（案）への主な変更点

※文言整理等の修正は除く

No.	頁	案	素案
第1章 計画策定の背景			
2 国際的な動向と国・東京都の動向			
1	3	<p>(1) 国際的な動向 (略)</p> <p><u>平成30年(2018年)10月には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第48回総会で、1.5℃特別報告書(正式名称「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から1.5℃の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する特別報告書」)が承認・受諾され、公表されました。</u></p>	<p>(1) 国際的な動向 (略)</p>
2	4	<p>(2) 国の動向 (略)</p> <p>この計画では、温室効果ガスの排出量を令和12年度(2030年度)において、平成25年度(2013年度)比26.0%減の水準にするという中期目標及び令和32年(2050年)までに80%減を目指す長期的な目標が掲げられました。このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、約40%減となっています。</p> <p><u>その後、令和2年(2020年)10月に、国は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。こうした状況を踏まえ、令和3年(2021年)6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されました。</u></p>	<p>(2) 国の動向 (略)</p> <p>この計画では、温室効果ガスの排出量を令和12年度(2030年度)において、平成25年度(2013年度)比26.0%減の水準にするという中期目標が掲げられました。このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、約40%減となっています。</p>

3	<p>(3) 東京都の動向 (略)</p> <p>令和3年(2021年)1月には、2030年までに温室効果ガスを2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」が表明され、令和3年(2021年)3月には、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」が策定されました。</p>	<p>(3) 東京都の動向 (略)</p>
---	--	---------------------------

第3次中野区地球温暖化対策 地方公共団体実行計画 (事務事業編)(案)



令和3年(2021年)7月

中野区

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化問題の概要.....	1
2 国際的な動向と国・東京都の動向.....	3
3 第2次計画における目標達成状況.....	7
第2章 計画の基本的事項	9
1 計画策定の目的.....	9
2 計画の期間.....	10
3 計画の対象範囲.....	10
4 基準年度における温室効果ガス排出量.....	13
5 温室効果ガス排出状況の分析.....	14
6 エネルギー使用状況の分析.....	15
7 電気の基礎排出係数の分析.....	17
第3章 目標の設定	19
第4章 排出量の削減に向けた取組	20
1 環境負荷の少ない電力調達の推進.....	20
2 省エネルギー設備等の導入.....	20
3 再生可能エネルギー設備の導入.....	21
4 省エネ活動による取組(運用改善).....	24
5 環境負荷の少ない物品等の調達の推進.....	25
6 ごみ排出量・水道使用量の削減、ペーパーレス化の推進.....	25
7 廃棄物の排出抑制・適正処理.....	26
8 カーボン・オフセット事業の推進.....	26
第5章 計画の推進体制と進行管理	28
1 推進体制.....	28
2 職員に対する研修等.....	30
3 実施状況の評価・公表の方法.....	30
※対象施設一覧	32
コラム1 SDGsの17の目標の概要.....	5
コラム2 地球温暖化対策に関わる3つの法令.....	6
コラム3 CO ₂ 排出係数と温室効果ガス排出量.....	12
コラム4 エネルギー使用量、CO ₂ 排出量の計算方法.....	16
コラム5 基礎排出係数と調整後排出係数.....	18
コラム6 環境配慮型区役所の実現.....	22
コラム7 キリンレモン スポーツセンター(中野区立総合体育館)における下水熱利用.....	23
コラム8 カーボン・オフセット.....	27

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の概要

(1) IPCC 第5次評価報告書

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)のもとに設立された組織である、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えるために、第5次評価報告書を平成25年(2013年)から平成26年(2014年)にかけて公表しました。

第5次評価報告書によると、明治13年(1880年)から平成24年(2012年)の間に世界の平均気温は0.85℃上昇しており、人為起源の温室効果ガスの排出がその主な要因であった可能性が極めて高いことが示されました。

21世紀終盤の世界平均地上気温の変化については、温室効果ガスの排出シナリオごとの予測結果が示されています。昭和61年(1986年)から平成17年(2005年)の世界平均気温と比較して、厳しい地球温暖化対策を取った場合(RCP2.6シナリオ)では0.3～1.7℃、厳しい地球温暖化対策を取らなかった場合(RCP8.5シナリオ)では最大で2.6～4.8℃上昇する可能性が高いことが示されています。

効果的な対策を実施する場合

効果的な対策を実施しない場合

IPCC 第5次評価報告書における RCPシナリオとは	
RCP…Representative Concentration Pathways (代表濃度経路シナリオ)	
略称	シナリオ (予測) のタイプ
 RCP 2.6	低位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 2.6W/m ²) 将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標のもとに開発された排出量の最も低いシナリオ
 RCP 4.5	中位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 4.5W/m ²)
 RCP 6.0	高位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 6.0W/m ²)
 RCP 8.5	高位参照シナリオ (世紀末の放射強制力 8.5W/m ²) 2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ

出典: IPCC第5次評価報告書および(独)国立環境研究所 地球環境研究センターニュースVol.18をもとにJCCCA作成

RCPシナリオとは

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター資料より作成

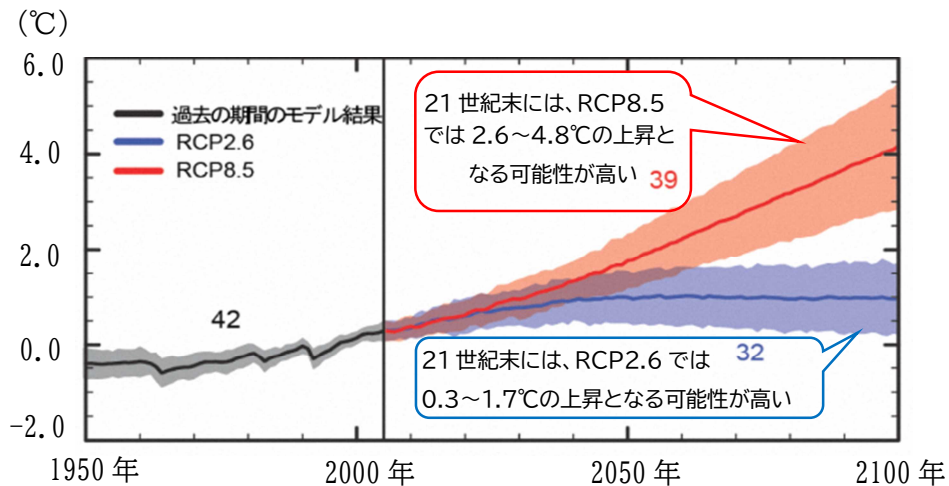


図 世界平均地上気温の変化

出典:気象庁「これからの世界の気候の変化」資料より作成

(2) 世界的な影響

出典:環境省「おしえて！地球温暖化」資料より

- ア 水害、森林火災、ハリケーン、熱波の発生数増加や干ばつの長期化による被害が増加しています。
- イ 気温上昇により北極海の海氷面積が減少し、ホッキョクグマやアザラシなどの生息地が減少するといった生態系への影響が出ています。
- ウ 蚊にとって住みやすい環境が増え、蚊を媒介とする感染症(マラリア、デング熱等)が拡大しています。

(3) 日本への影響

出典:環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」資料等より

- ア 台風の大型化、集中豪雨の増加に伴い、土砂災害や水害の発生頻度が増加しています。
- イ 激しい雨の回数が増える一方で、年間の降水日数が減少しています。その影響を受け、渇水が発生しています。
- ウ 暑熱による熱中症搬送者数や死亡者数が増加しています。
- エ サンゴが白化するなど生態系にも深刻な影響がでています。

2 国際的な動向と国・東京都の動向

(1) 国際的な動向

平成 27 年(2015 年)9月に国連サミットが開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この中で、令和 12 年(2030 年)までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」(通称 SDGs)が設定されました。17 の目標の 13 番に「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」が掲げられています。

また、平成 27 年(2015 年)11 月～12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で、「パリ協定」が採択されました。本協定では、以下の内容が規定されています。

- ア 産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2°C より十分低く保つとともに、 1.5°C に抑える努力を追求する。
- イ そのため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする。
- ウ 各国は、削減目標を提出し、その目標を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5年毎に更新する。
- エ 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応に取り組む。

平成 30 年(2018 年)10 月には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 48 回総会で、 1.5°C 特別報告書(正式名称「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から 1.5°C の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する特別報告書」)が承認・受諾され、公表されました。



図 持続可能な開発目標(SDGs)における 17 の目標

出典:国際連合広報センターホームページ

(2) 国の動向

平成 27 年(2015 年)7 月に、令和 12 年(2030 年)以降の温室効果ガス削減に向けた目標を定めた「日本の約束草案」や、平成 27 年(2015 年)12 月に採択されたパリ協定を踏まえ、平成 28 年(2016 年)5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画では、温室効果ガスの排出量を令和 12 年度(2030 年度)において、平成 25 年度(2013 年度)比 26.0%減の水準にするという中期目標及び令和 32 年(2050 年)までに 80%減を目指す長期的な目標が掲げられました。このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、約 40%減となっています。

その後、令和 2 年(2020 年)10 月に、国は「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。こうした状況を踏まえ、令和 3 年(2021 年)6 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されました。

(3) 東京都の動向

東京都は平成 28 年(2016 年)3 月に策定した「東京都環境基本計画」において、令和 12 年(2030 年)までの目標として、平成 12 年(2000 年)比で、温室効果ガス排出量を 30%削減、エネルギー消費量を 38%削減、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 30%程度にすることなどが設定されています。

令和元年(2019 年)には「ゼロエミッション東京」を宣言し、2050 年の CO₂ 排出実質ゼロ実現に向けて、具体的取組とロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

令和 3 年(2021 年)1 月には、2030 年までに温室効果ガスを 2000 年比で 50%削減する「カーボンハーフ」が表明され、令和 3 年(2021 年)3 月には、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」が策定されました。

コラム1 ▼SDGsの17の目標の概要

	<p>【目標1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>【目標2】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>【目標3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>【目標4】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>【目標5】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>【目標6】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>【目標7】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>【目標8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
	<p>【目標9】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		<p>【目標10】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>【目標11】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>		<p>【目標12】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>【目標13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>【目標14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>【目標15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>		<p>【目標16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

コラム2 ▼地球温暖化対策に関わる3つの法令

法律名	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)
目的	地球温暖化防止	エネルギー使用の合理化	都民の健康と安全確保
対象者	地方公共団体	特定事業者(エネルギー使用量 1,500kl 以上)	中小規模事業所(都内事業所のエネルギー使用量合計 3,000kl 以上)
報告内容	温室効果ガス排出量	定期報告書 中長期計画書 (エネルギー使用量等)	地球温暖化対策報告書 (エネルギー使用量等)
報告、公表	区ホームページ	経済産業省及び事業の所管省庁	東京都環境局
報告等時期	9 月頃	7 月末	8 月末

※東京都環境確保条例における、地球温暖化対策報告書制度では、原油換算量 30kl～1,500kl 未満の事業所が報告する対象となります。原油換算量が1,500kl 以上の事業所は、総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)の対象となりますが、区の所有施設に該当はありません。

※エネルギー使用量とは、電気・ガス・庁有車の燃料等の使用量に換算係数を乗じ、各々の熱量 (GJ「ギガジュール」)を算出し、その合計使用熱量に原油換算係数(kl/GJ)を乗じて算出した値をいいます。

3 第2次計画における目標達成状況

前計画である第2次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「第2次計画」という。)の計画期間は、第3次中野区環境基本計画の目標を達成するための具体的な取組施策を定めた「アクションプログラム」の期間を考慮し、平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までの5年間としました。

第2次計画で対象とする温室効果ガスは、我が国で最も多く排出されているCO₂とし、計画の基準となる排出量は、第3次中野区環境基本計画と整合を図り、平成24年度(2012年度)の排出量としました。

対象施設は、中野区環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)の対象施設と同様とし、区が自ら事務事業を実施する区長部局及び教育委員会事務局の全ての施設の他、指定管理者による管理運営施設・運営委託施設等についても対象としました。

計画の削減目標には、エネルギー使用量及びCO₂排出量の削減を設定し、地方公共団体として、また、区内最大の事業者として率先して取組を推進することで目標達成を目指しています。

基準年度である平成24年度(2012年度)及び平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)までのエネルギー使用量及びCO₂排出量の推移を次頁の図に示します。令和元年度(2019年度)のエネルギー使用量は「6,776kl」で、基準年度比で約8.5%の減でした。また、CO₂排出量は、排出係数固定値で「11,273t-CO₂」で、基準年度比で約8.7%の減でした。なお、国が毎年公表する排出係数を使用すると「8,493t-CO₂」で、基準年度比で約36.2%の減でした。

【第2次計画目標】

1 エネルギー使用量の削減目標

令和2年度(2020年度)までに平成24年度(2012年度)比で「10%」削減を目指します。

2 CO₂排出量の削減目標

電気使用に伴うCO₂排出係数を固定し、令和2年度(2020年度)までに平成24年度(2012年度)比で「10%」削減を目指します。

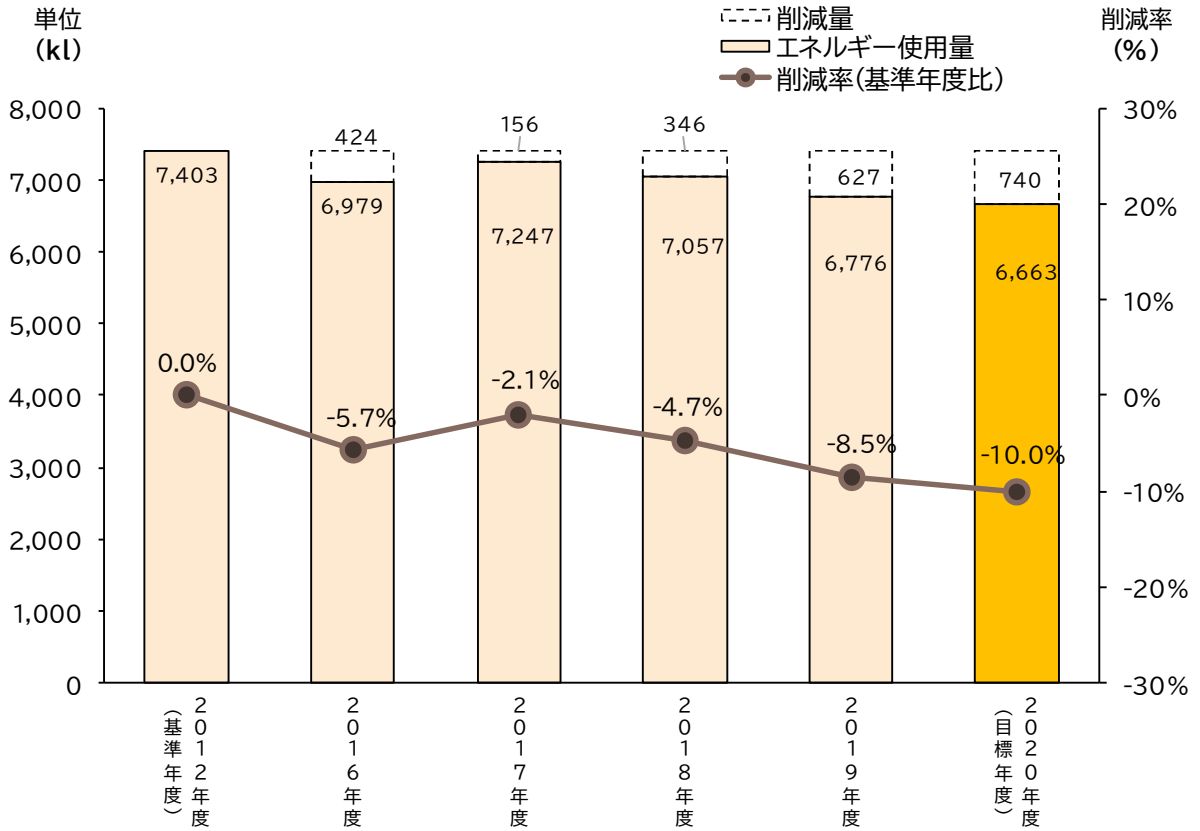


図 第2次計画におけるエネルギー使用量の推移

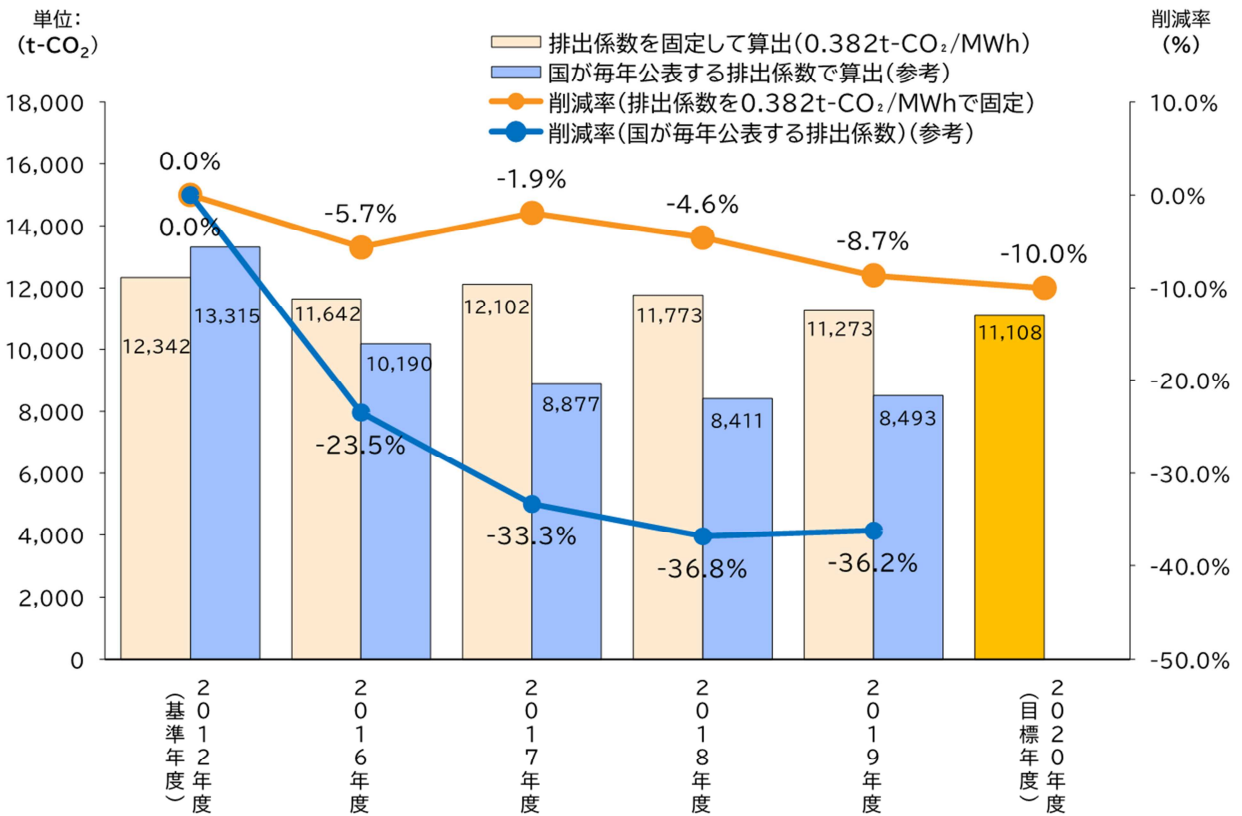


図 第2次計画におけるCO₂排出量の推移

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

第3次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「第3次計画」という。)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)の第21条第1項に基づき、策定義務が課せられた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」です。

第3次計画は、国の地球温暖化対策計画や東京都環境基本計画及び第4次中野区環境基本計画を踏まえ、区の事務事業から発生する温室効果ガスの削減目標を定め、その目標を達成するための行動計画です。

温対法 第21条(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2~7 (略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

11・12 (略)

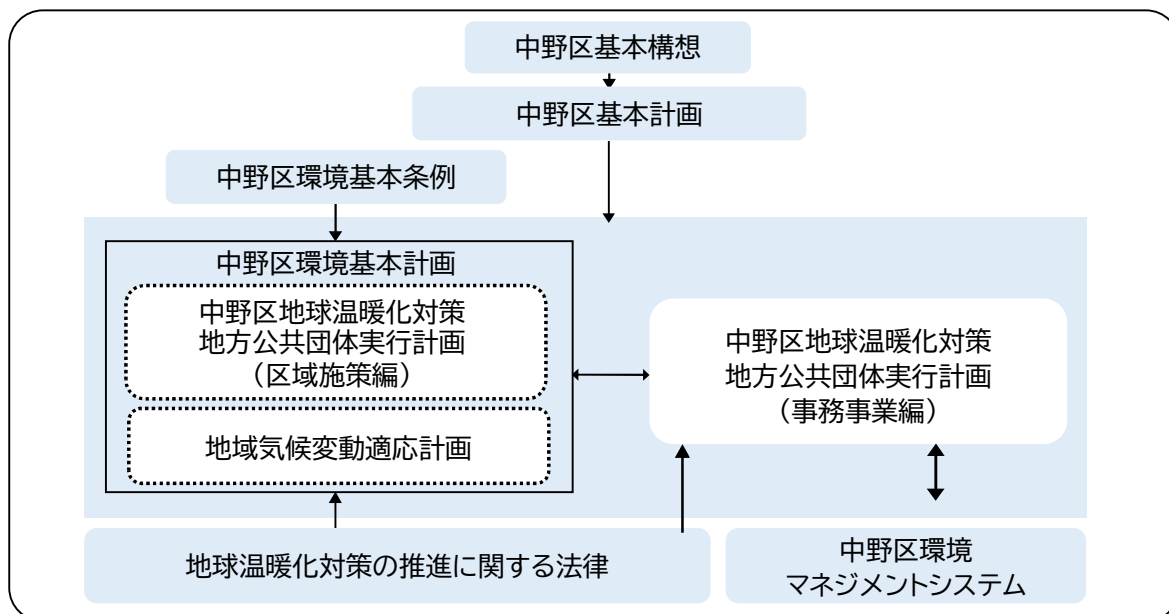


図 中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)の位置づけ

2 計画の期間

第3次計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

国の地球温暖化対策計画及び第4次中野区環境基本計画との整合を図り、基準年度を平成25年度(2013年度)、目標年度を令和12年度(2030年度)とします。ただし、社会的状況の変化、技術的進歩等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

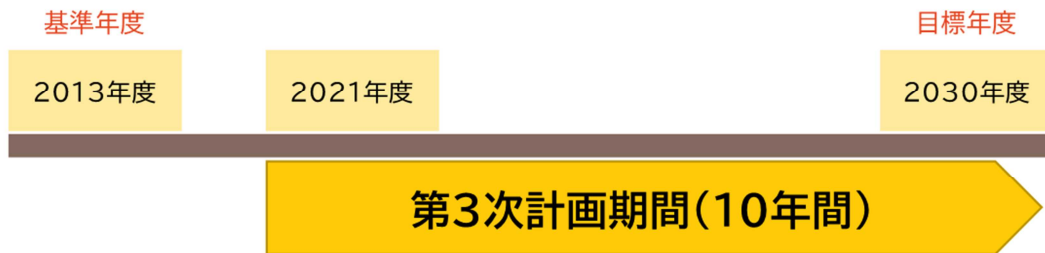


図 基準年度及び目標年度の設定

3 計画の対象範囲

(1) 対象とする施設等

第3次計画は、原則として、区の事務事業を行う全ての施設を対象とし、外部への委託や指定管理者が管理運営を行っている施設も適用の範囲とします。さらに、第2次計画で対象としていなかった庁有車、街路灯等も対象に含みます。

(2) 対象とする温室効果ガス

第3次計画において対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において既定されている7種類の物質のうち、区の事務事業から排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)及びハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。

なお、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)及び三ふっ化窒素(NF₃)は、区の事務事業からは排出されていないため、第3次計画では対象としません。

表 温対法で規定されている対象温室効果ガス

	ガス種類	人為的な発生源	
対象	二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源	電気や暖房用灯油、自動車用燃料の使用
		非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却
	メタン(CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等	
	一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等	
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等	
対象外	パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造・使用・廃棄時等	
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造・使用・廃棄時等	
	三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニング	

コラム3 ▼CO₂ 排出係数と温室効果ガス排出量

【電気の排出係数】

電気は、使用場所では温室効果ガスを発生させませんが、発電に使用された化石燃料に相当するCO₂排出量を算定する必要があります。

算定に用いる単位電気使用量あたりのCO₂排出量を電気の排出係数といい、電気事業者の電源構成に伴い毎年変動します。

【第2次計画における排出係数】

東日本大震災以降は火力発電への依存が高まり、排出係数が増加したため、電気使用量を削減してもCO₂排出量が減少しないという状況が生じました。このため、第2次計画では区の実績による成果を明確に判断するため、電気の排出係数を固定して算定しました。

区の実績効果を明確化
CO₂ 排出量 =
電気使用量 × 排出係数(固定)

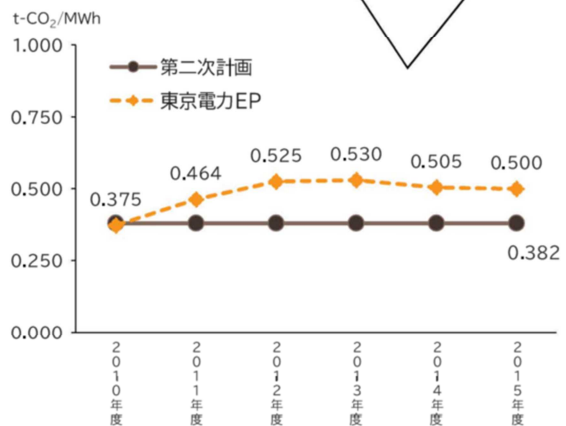


図 第2次計画における排出係数の推移

【第3次計画における排出係数】

近年の都内への電気の供給に伴うCO₂排出量及びCO₂排出係数は、2013年度をピークに、再生可能エネルギーの供給量の増加等により低減傾向にあります。

区では、再生可能エネルギーの普及拡大及び選択によるCO₂排出量の削減を推進するため、毎年度、公表される基礎排出係数を温室効果ガス排出量の算定に用います。

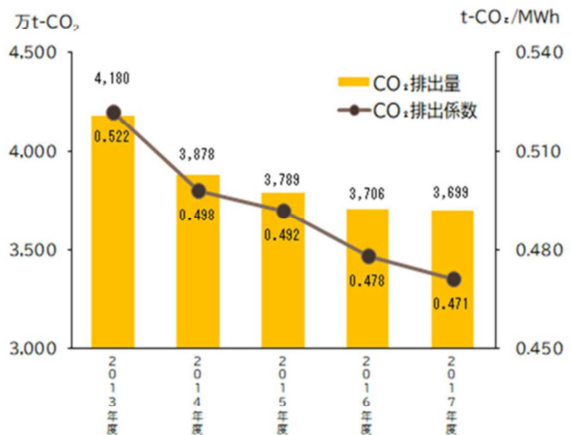


図 都内への電気供給に伴うCO₂排出量及びCO₂排出係数
出典:東京都資料(ご存じですか?私たちが使う電気の環境性)

4 基準年度における温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の算定方法は、温対法及び「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル ver 1.1(平成 29 年3月 環境省)」、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン ver1.0(平成 29 年3月 環境省)」に準拠します。なお、第3次計画では、環境大臣及び経済産業大臣により毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用することとします。

第3次計画の基準年度である平成 25 年度(2013 年度)の温室効果ガスの総排出量は、16,965.3t-CO₂です。ガス種別でみると、施設での電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が 9,733.9t-CO₂であり、全体の 57.4%を占めています。次いで、施設での燃料使用(都市ガス)に伴う温室効果ガス排出量が 5,865.5 t-CO₂であり、全体の 34.6%を占めています。

表 基準年における温室効果ガス排出量

ガス種別	排出要因	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素(CO ₂)	電力(施設)	9,733.9	57.4
	電力(街路灯等)	1,044.3	6.1
	燃料(施設)	5,865.5	34.6
	燃料(車両)	315.0	1.9
メタン(CH ₄)	自動車の走行	0.2	0.001
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行	5.0	0.029
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	自動車エアコンの利用	1.4	0.009
合 計		16,965.3	100.0

※ 端数処理により数値の計が合わない場合がある。

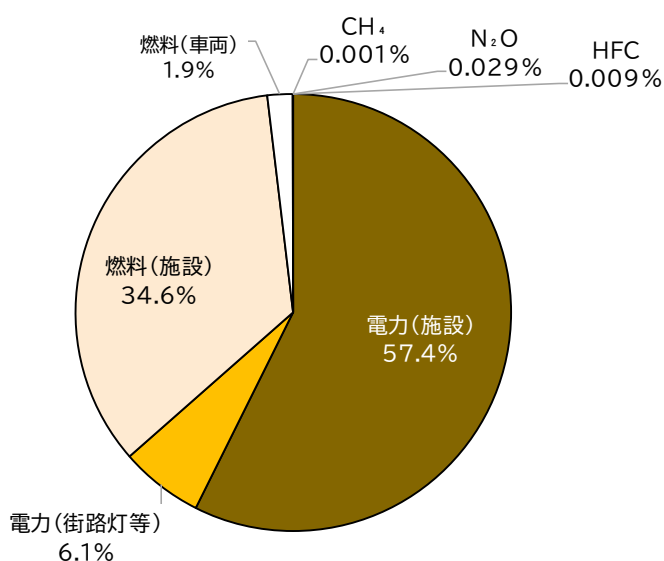


図 基準年の温室効果ガス排出量(ガス種別割合)

5 温室効果ガス排出状況の分析

区は、平成 18 年度(2006 年度)から EMS を導入し、組織全体で省エネルギー、環境負荷低減のための取組を行っています。

また、CO₂ 排出係数が低い電力を供給する特定規模電気事業者から電気を調達するなど、CO₂ 排出量削減のための取組も行っています。

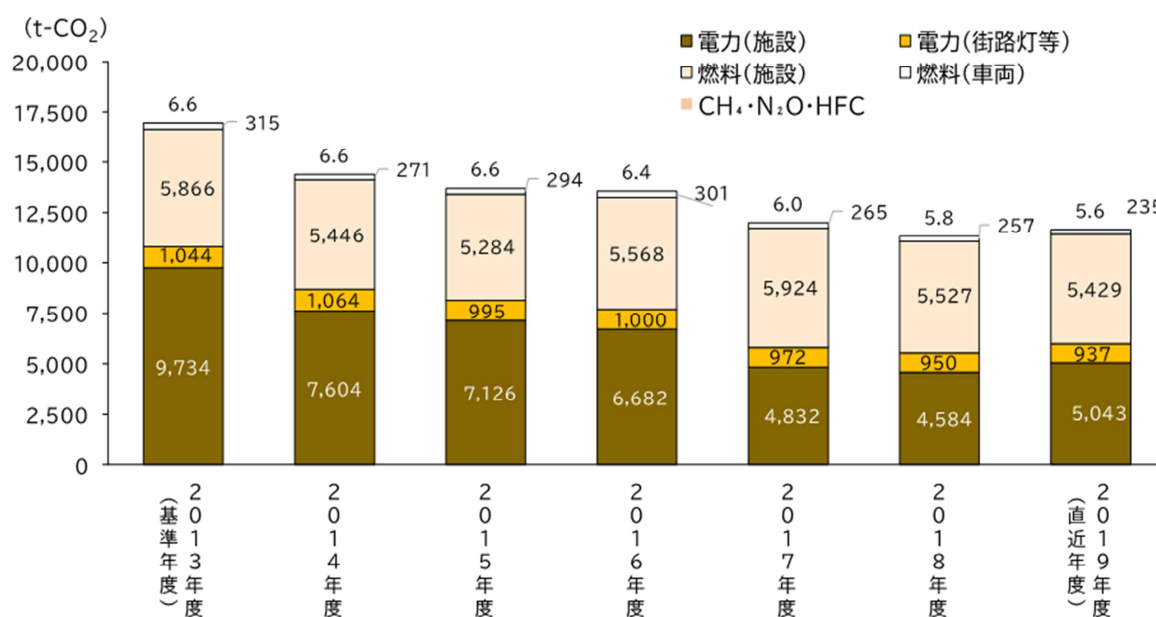
基準年度(平成 25 年度(2013 年度))から令和元年度(2019 年度)までの温室効果ガス排出量の推移を見ると、平成 25 年度(2013 年度)以降の低炭素電力への切り替え等により、令和元年度(2019 年度)の温室効果ガス排出量は、基準年度比 68.7%となりました。

表 温室効果ガス排出量(t-CO₂)の推移

ガス種別		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
CO ₂	電力(施設)	9,733.9	7,603.7	7,125.6	6,682.2	4,831.5	4,584.3	5,042.8
	電力(街路灯等)	1,044.3	1,064.1	994.9	1,000.4	972.1	949.6	936.8
	燃料(施設)	5,865.5	5,445.6	5,284.1	5,567.7	5,924.0	5,527.3	5,429.4
	燃料(車両)	315.0	270.6	294.0	300.9	264.8	257.2	234.9
CH ₄ ・N ₂ O・HFC		6.6	6.6	6.6	6.4	6.0	5.8	5.6
合 計		16,965.3	14,390.5	13,705.2	13,557.7	11,998.3	11,324.2	11,649.5
基準年度比(%)		100.0	84.8	80.8	79.9	70.7	66.7	68.7

※ 端数処理により数値の計が合わない場合がある。

図 温室効果ガス排出量の推移



6 エネルギー使用状況の分析

第3次計画の基準年度である平成25年度(2013年度)のエネルギー使用状況は8,726.6klです。エネルギーの種類別で見ると、電気の使用に伴うエネルギー使用量が5,571.1klであり、全体の約63.8%を占めています。次いで、施設での燃料使用(都市ガス)に伴うエネルギー使用量が3,034.7klであり、全体の約34.8%を占めています。

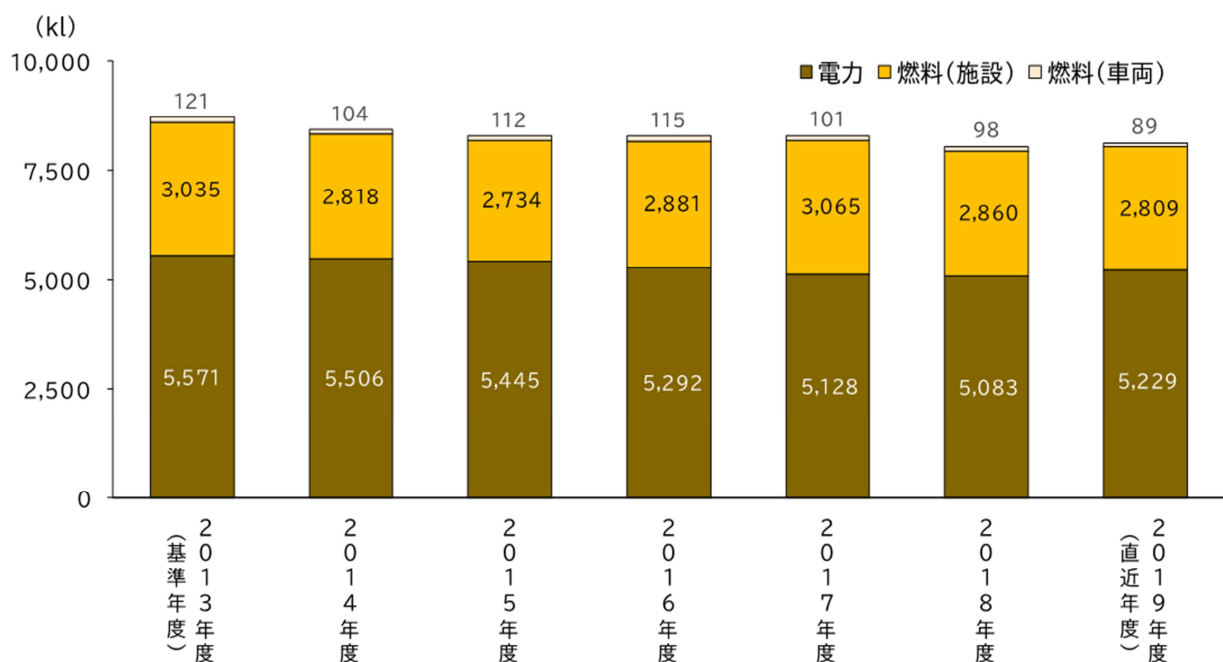
平成25年度(2013年度)以降、施設で使用する電力と施設及び車両で使用する燃料を削減し、令和元年度(2019年度)のエネルギー使用量は、基準年度比93.1%となりました。

表 エネルギー使用量の推移

エネルギー使用量(kl)	平成25年度(2013年度)	平成26年度(2014年度)	平成27年度(2015年度)	平成28年度(2016年度)	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)
電力	5,571.1	5,505.5	5,445.1	5,292.1	5,127.8	5,082.9	5,229.0
燃料(施設)	3,034.7	2,817.5	2,733.9	2,880.6	3,064.9	2,859.7	2,809.1
燃料(車両)	120.8	103.7	112.3	114.5	100.6	97.8	89.3
合計	8,726.6	8,426.6	8,291.3	8,287.3	8,293.3	8,040.4	8,127.4
基準年度比(%)	100.0	96.6	95.0	95.0	95.0	92.1	93.1

※ 端数処理により数値の計が合わない場合がある。

図 エネルギー使用量の推移



コラム4 ▼エネルギー使用量、CO₂ 排出量の計算方法

温対法での CO₂ 排出量の求め方は、CO₂ 排出を実測するのではなく、省エネ法で求めるエネルギー使用量をもとに排出係数を掛けることで計算します。

	エネルギー使用量(省エネ法)の計算	エネルギー起源の CO ₂ 排出量(温対法)の計算
燃料の使用	エネルギー使用量 = 燃料の使用量×燃料種別発熱量×原油換算係数(0.0258)	二酸化炭素排出量 = 燃料の使用量×燃料種別発熱量×炭素排出係数×44÷12
電気の使用	エネルギー使用量 = 電気の使用量×電気の発熱量×原油換算係数(0.0258)	二酸化炭素排出量 = 電気の使用量×電気の排出係数
合計の計算	エネルギー使用量の合計の報告値は、原油に換算した値を用いる。	各エネルギー起源の CO ₂ 排出量を合計した値が報告値となる。

※燃料種別発熱量とは、都市ガス、ガソリンや灯油などの燃料の発熱量のことです。

※原油換算係数とは、使用熱量から原油換算したエネルギー使用量を求める際に使用する係数です。

※電気の排出係数は、環境省・経済産業省より例年1月に公表される電気事業者別の数値です。

7 電気の基礎排出係数の分析

区では、太陽光、風力、水力及びバイオマスなどの再生可能エネルギーを活用して発電された電力の調達を推進しています。特に、本庁舎、区民活動センター等への導入により、区の電気使用に伴う温室効果ガス排出量を大幅に削減しました。

平成 25 年度(2013 年度)の区全体の基礎排出係数 0.449t-CO₂/MWh に対して、令和元年度(2019 年度)の基礎排出係数は 0.246t-CO₂/MWh でした。

表 基礎排出係数の変化推移

電力事業者	平成 25 年度(2013 年度)		令和元年度(2019 年度)	
	電力使用量 (千 kWh)	基礎排出係数 (t-CO ₂ /MWh)	電力使用量 (千 kWh)	基礎排出係数 (t-CO ₂ /MWh)
東京電力エナジーパートナー株式会社	17,983	0.525	6,615	0.468
出光グリーンパワー株式会社	—	—	3,514	0.137
プレミアムグリーンパワー株式会社	610	0.018	—	—
東京エコサービス株式会社	3,066	0.092	8,753	0.086
東京ガス株式会社	—	—	1,650	0.432
区全体	21,658	0.449	20,532	0.246

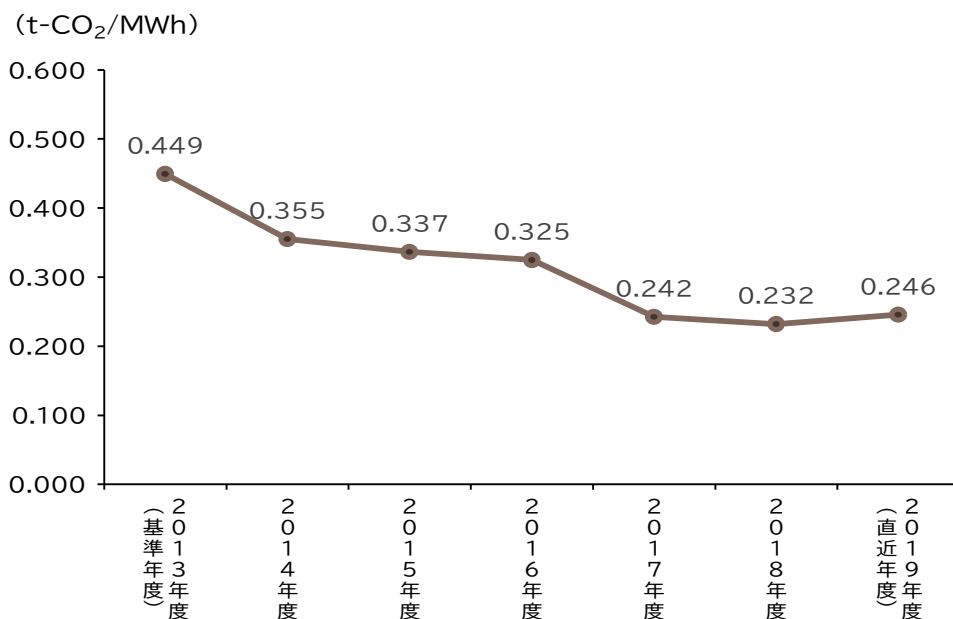


図 基礎排出係数の推移

コラム5 ▼基礎排出係数と調整後排出係数

電気の排出係数には、事務事業編における「温室効果ガス排出量」の算定に用いる排出係数（基礎排出係数）のほか、別の制度（算定・報告・公表制度）で用いられる排出係数（調整後排出係数と呼ばれる排出係数）があるため、混同しないよう注意する必要があります。

基礎排出係数とは、電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量（基礎二酸化炭素排出量）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数です。

一方、調整後排出係数は、電気事業者の基礎二酸化炭素排出量に、固定価格買取制度による買取費用の負担に応じた調整分等を反映し、電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数です。

表 基礎排出係数と調整後排出係数の変化推移 (単位 t-CO₂/MWh)

電力事業者	平成 25 年度(2013 年度)		令和元年度(2019 年度)	
	基礎排出係数	調整後排出係数	基礎排出係数	調整後排出係数
東京電力エナジーパートナー株式会社	0.525	0.406	0.468	0.455
出光グリーンパワー株式会社	—	—	0.137	0.324
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.018	0.022	—	—
東京エコサービス株式会社	0.092	0.091	0.086	0.077
東京ガス株式会社	—	—	0.432	0.398

$$\text{基礎排出係数} = \frac{\text{基礎二酸化炭素排出量}}{\text{供給電力量}}$$

$$\text{調整後排出係数} = \frac{\begin{aligned} &\text{基礎二酸化炭素排出量} + \text{固定価格買取調整二酸化炭素排出量} \\ &- \text{国内認証排出削減量調整無効化量(J-クレジット、国内クレジット)} \\ &- \text{海外認証排出削減量調整無効化量(二国間オフセットクレジット)} \\ &- \text{非化石電源二酸化炭素削減相当量} \end{aligned}}{\text{供給電力量}}$$

第3章 目標の設定

国の地球温暖化対策計画の中で、地方公共団体実行計画(事務事業編)には、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標を記載するよう定められています。この地球温暖化対策計画では、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」のエネルギー起源CO₂の削減目標を平成25年度(2013年度)比で約40%削減としています。

しかし、区では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて、第3次計画で定める温室効果ガス排出量の目標を、平成25年度(2013年度)比で46%削減とします。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

国が毎年公表する排出係数で算出し、令和12年度(2030年度)

までに平成25年度(2013年度)比で**46%**削減を目指します。

表 温室効果ガス排出量削減目標

項目	2013年度 (基準年度)	2019年度 (直近年度)	2030年度 (目標年度)	削減目標
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	16,965.3	11,649.5	9,161.3	△46%

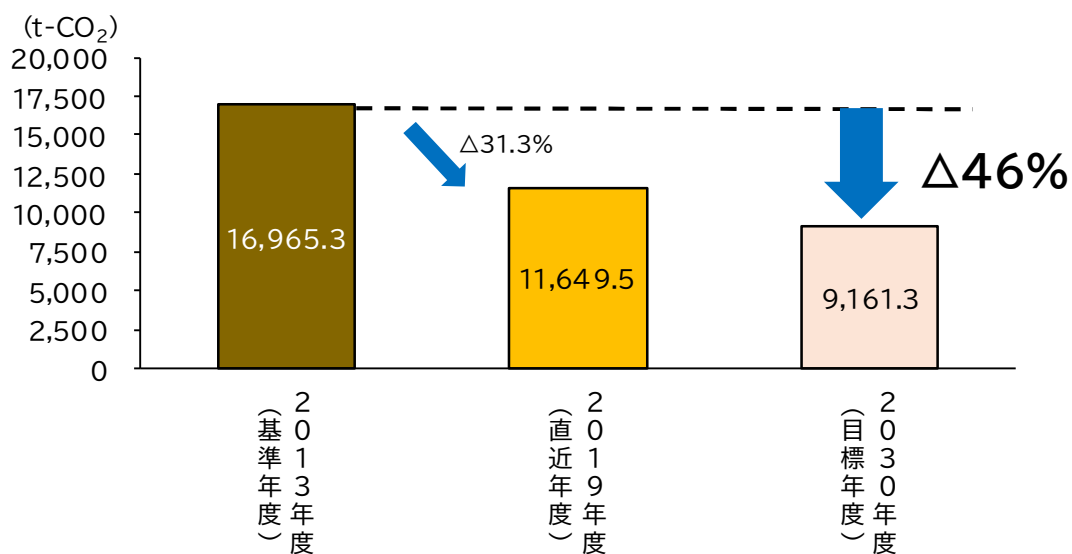


図 温室効果ガス排出量削減目標

第4章 排出量の削減に向けた取組

温室効果ガス排出量を「令和12年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)比で46%削減」を達成するためには、温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)から7,804(t-CO₂)、直前年度である令和元年度(2019年度)からは、2,488.2(t-CO₂)減らす必要があります。

そのため、次のような施策を推進し、目標の達成を図ります。

1 環境負荷の少ない電力調達の推進

(1) 環境負荷の少ない電力の選択

- ア 本庁舎、歴史民俗資料館、保育園(4か所)、区民活動センター(4か所)、保健所では、再生可能エネルギー100%の電力を選択しています。
- イ 小・中学校や清掃事務所等の高圧電力を使用している施設(46か所)では、CO₂排出係数の低い電力を選択しています。
- ウ 上記以外の施設については、今後、CO₂排出係数の低い電力を選択していきます。

2 省エネルギー設備等の導入

(1) 既築建築物の設備更新

- ア 照明設備の更新・新設の際は、LED照明(令和2年度(2020年度)末現在の区有施設のLED化率:約43%)を導入します。また、人感センサー、明るさセンサー(周囲の明るさを検知して自動的に電気等の明るさを調節する機能)の導入を推進します。
- イ 空調及び給湯設備の更新・新設の際は、エネルギー消費効率の優れた設備を導入します。

(2) 新築建築物等の高効率化

- ア 新築又は改築施設については、高断熱化・高气密化を図るとともに、高効率設備機器を導入します。
- イ 施設の機能・規模の見直しや集約化・複合化の推進により、管理する延床面積の縮減を図り、エネルギー消費量の適正化を推進します。

(3) 環境に配慮した庁有車の更新

ア 温室効果ガスの排出を削減するために、電気自動車等の環境に配慮した庁有車への代替を推進します。



庁有車(電気自動車)

3 再生可能エネルギー設備の導入

施設の新設や大規模改修の際は、国等の補助制度や支援策を活用しながら、再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、下水熱など)設備の導入を推進します。



東中野区民活動センター(太陽光設備の導入例)

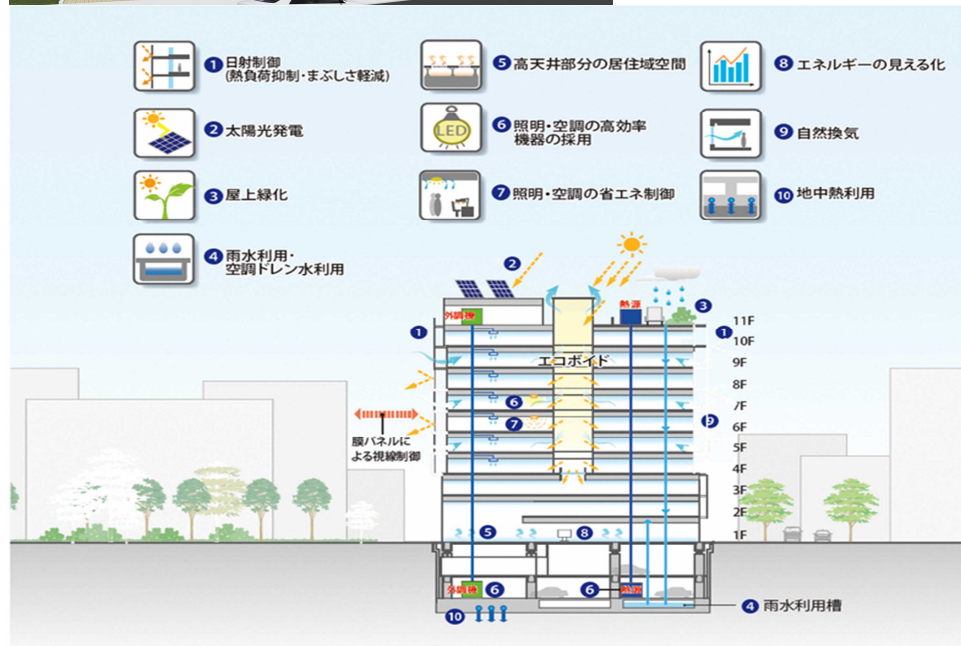


清掃事務所南中野事業所(太陽熱設備の導入例)

コラム6 ▼環境配慮型区役所の実現

太陽光、雨水や井戸水利用など自然エネルギーを積極的に利用し、ライフサイクルを通じて環境負荷の低減に配慮した新区役所を整備します。

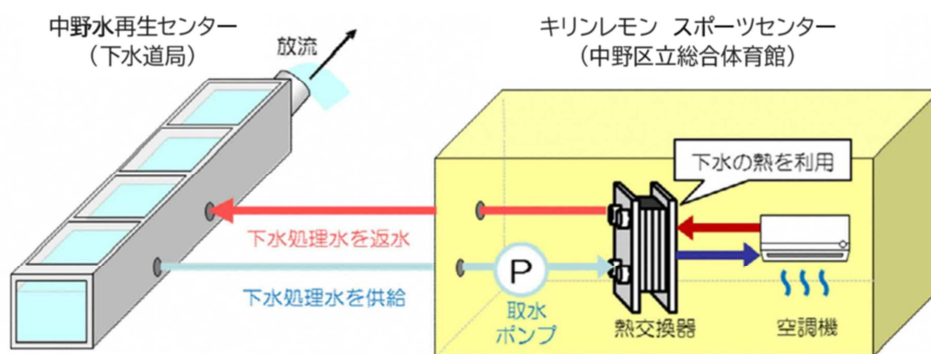
高効率機器、LED照明、省エネ制御など高効率設備システムの導入による省エネルギー化を図るとともに、建物の高断熱化、自然採光や自然通風等の取り込みなどの環境配慮技術を採用し、空調や照明にかかるエネルギー負荷を低減します。区役所敷地に、積極的に公開空地を設け緑化し、屋上緑化などと合わせてヒートアイランド対策やCO₂削減に配慮します。



コラム7 ▼キリンレモン スポーツセンター(中野区立総合体育館)における下水熱利用

下水の水温は大気に比べ、年間を通して安定しており、冬は暖かく、夏は冷たい特質があり、都市内に豊富に存在しています。下水水温と大気温との差(温度差エネルギー)を、冷暖房や給湯等に活用し、大幅な省エネルギーを図ることができます。下水熱利用のほとんどが下水処理場内に限られ、今後の地域における利用ポテンシャルが大きいエネルギーといえます。

キリンレモン スポーツセンター(中野区立総合体育館)は、令和2年(2020年)10月に下水熱を冷暖房用熱源に利用する体育館として開館しました。下水熱の利用により、CO₂排出量を一般的な空調と比較して約3割(年間約85t)削減します。これらの取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減と良好な都市環境の創出に貢献します。



4 省エネ活動による取組(運用改善)

(1) 照明設備に関すること

- ア 不要な場所の照明設備は、こまめに消灯します。
- イ 昼休みは、必要箇所以外消灯します。
- ウ 不要な場所や日当たりの良い場所では、間引き照明に努めます。

(2) 空調設備に関すること

- ア 不要な場所の空調設備は停止します。
- イ 冷暖房温度の適正化を行います。
- ウ クールビズ(COOLBIZ)を推奨します。

(3) その他の機器に関すること

- ア 事務機器等は省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切ります。
- イ 利用がない時は消灯する機能を持つ自動販売機を導入します。
- ウ 近接階への移動時はエレベーターの利用を自粛します。

(4) 庁有車に関すること

- ア ゆるやかなスタートやアイドリングストップなど、エコドライブを推進します。
- イ 庁有車(職員供用貸出車)使用自粛日を設定します。
- ウ 自動車の定期整備を実施し、燃費向上に努めます。
- エ 近距離の移動は、徒歩や自転車等を利用します。

5 環境負荷の少ない物品等の調達の推進

(1) 中野区グリーン購入ガイドライン

ア 中野区グリーン購入ガイドラインに基づき、物品の調達に努めます。

(2) 中野区公共建築物等における木材利用推進方針

ア 中野区公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、国産の木材利用に努めます。

6 ごみ排出量・水道使用量の削減、ペーパーレス化の推進

(1) ごみの排出量の削減

ア ごみ分別を徹底します。

イ 事務機器、事務用品などが故障した場合、修理等により長期間使用するよう努めます。

ウ 詰め替え可能な製品の調達に努め、使い捨て製品の調達を抑制します。

(2) 水道使用量の削減

ア 節水について、日常的に啓発を実施します。

イ 給食室のドライ方式化を検討します。

ウ 水洗トイレは節水タイプの機器導入を推進します。

(3) ペーパーレス化の推進

ア 区民サービスの向上及び業務効率化を目的に、ICT を活用したペーパーレスを前提とした業務改善を行います。

7 廃棄物の排出抑制・適正処理

(1) 建築・解体工事における廃棄物

- ア 建築・解体工事の際は可能な限り廃棄物の減量に努め、建築副産物の有効利用を図ります。
- イ 建築廃棄物の再資源化率向上に努めます。

(2) 施設・設備改修

- ア 施設・設備改修にあたっては、アスベストやPCB含有機器などの有害物質が飛散することがないように、適正な方法で除去し、保管・管理します。

(3) PCB 廃棄物の適切な処理

- ア PCB 廃棄物の処理を法令に沿って適切に処理します。

(4) フロン漏えいの防止

- ア 改正フロン法に基づく点検を法令に基づき適切に実施し、漏えいの防止を図ります。
※フロンガスは、CO₂ に比べ数千倍から 1 万倍の温室効果があるとされています。

8 カーボン・オフセット事業の推進

区内での日常生活や経済活動において、削減努力をしても減らせない CO₂ 排出量を区外での森林整備(間伐)などにより得られる CO₂ 吸収量で埋め合せます。

コラム8 ▼カーボン・オフセット

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まず、できるだけ排出量の削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスを、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

区では、なかの里・まち連携自治体である「群馬県みなかみ町」「福島県喜多方市」においてカーボン・オフセット事業を行っています。

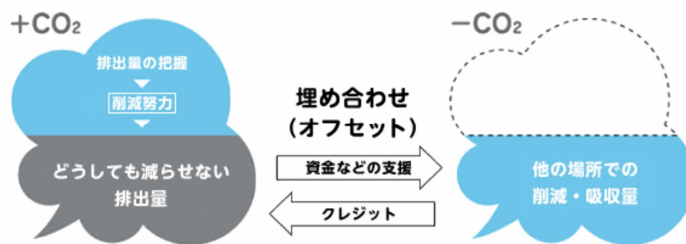


図 カーボンオフセットの概念図

出典:環境省 平成28年度カーボン・オフセットレポート

群馬県みなかみ町とは、「中野の森」の森林整備を行うことにより得られるCO₂吸収量で、福島県喜多方市とは、間伐した森林によるCO₂吸収分のオフセット・クレジット(J-VER)購入による森林整備支援で得られるCO₂吸収量で、区内のイベントや事業活動等で排出されるCO₂排出量をオフセット(埋め合わせ)しています。



群馬県みなかみ町



福島県喜多方市

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

第3次計画を推進するためには、すべての職員が第3次計画の必要性を十分理解し、取組項目を着実に実践していく必要があります。

組織的な取組を推進するために中野区環境マネジメントシステム推進体制を活用して組織全体で地球温暖化対策に取り組むとともに、進捗状況のチェックを行います。

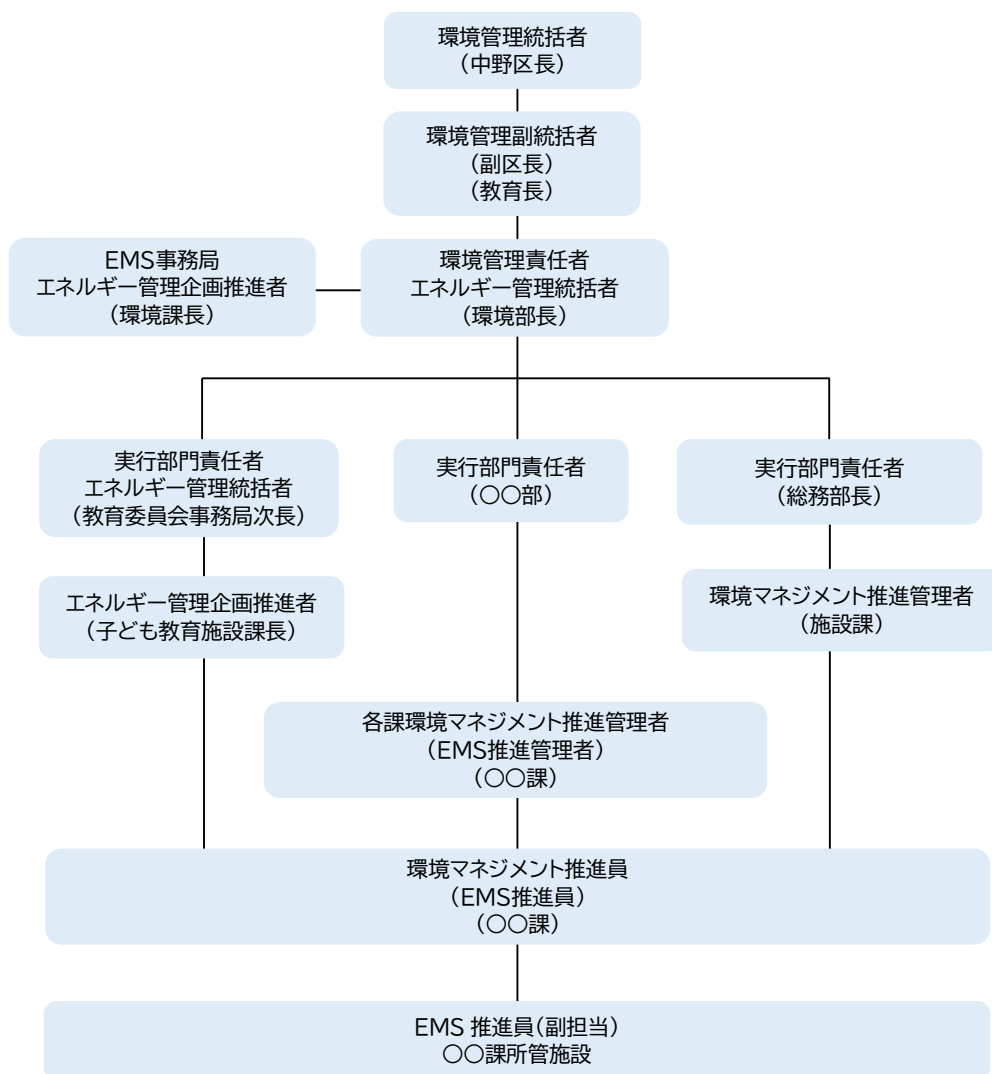


図 中野区 EMS 推進体制

表 EMS 推進体制の役割

名称	役職	役割
環境管理統括者	区長	<ul style="list-style-type: none"> ○EMSの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な人的資源、技術及び費用の確保 ○EMS行動指針の決定 ○エコオフィス活動環境目標の決定 ○EMSの見直し
環境管理副統括者	副区長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○統括者の補佐、代理
環境管理責任者 エネルギー管理統括者	環境部長	<ul style="list-style-type: none"> ○EMSの確立、実施、維持及び継続的改善に関すること。 ○エコオフィス活動環境目標をEMS推進委員会に提案し、審議結果を統括者に報告 ○EMSの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な事項を実行部門責任者に指示し、その結果を確認 ○EMSの確立、実施、維持及び継続的改善が適切でない場合は、実行部門責任者に改善を指示し、その結果を確認 ○省エネ法で定めるエネルギー管理統括者としての役割
エネルギー管理統括者	教育委員会事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ法で定めるエネルギー管理統括者としての役割
エネルギー管理企画推進者	環境課長 子ども教育施設課長	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー管理統括者の実務的補佐 ○省エネ法で定めるエネルギー管理企画推進者としての役割
実行部門責任者	部長(教育委員会事務局 にあっては、教育委員会 事務局次長)	<ul style="list-style-type: none"> ○部のEMSの確立、実施、維持及び継続的改善に関し必要な事項を処理し、その結果を環境管理責任者に報告 ○部におけるEMSの有効性を判断し、必要な改善を指示し、確認 ○部内におけるEMSを総括
環境マネジメント推進管理者	課長	<ul style="list-style-type: none"> ○課のEMSの確立、実施、維持及び継続的改善に関し必要な事項を処理し、その結果を実行部門責任者に報告 ○エコオフィス活動環境目標に基づき適正に事務事業等を執行 ○課におけるEMSを総括。
環境マネジメント推進員	環境マネジメント推進管 理者指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ○EMSの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な事項を処理
環境マネジメント事務局	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ○EMSに関する庶務その他必要な事務を処理 ○対象施設におけるEMSの確立、実施、維持及び継続的改善について評価するため、EMS内部監査を実施

2 職員に対する研修等

(1) 研修会等の開催

職員向けの環境・省エネルギー対策に関する研修を実施するとともに、エネルギー消費効率の維持、施設・設備の長寿命化を図るための適正な保全に関する説明会を行います。

(2) 情報提供

第3次計画を効果的に推進できるよう、各施設のエネルギー使用量、CO₂排出量等の情報を全職員に公開し、各施設における省エネ対策への取組の啓発を実施するなど、職員の意識向上を図るための仕組みを整備していきます。

さらに、職員一人ひとりの生活においても、環境に配慮した行動を促し、省エネに取り組むための参考事例等の情報提供を行います。

3 実施状況の評価・公表の方法

第3次計画に基づく取組の点検は、EMSのPDCAサイクルに基づいて行います。

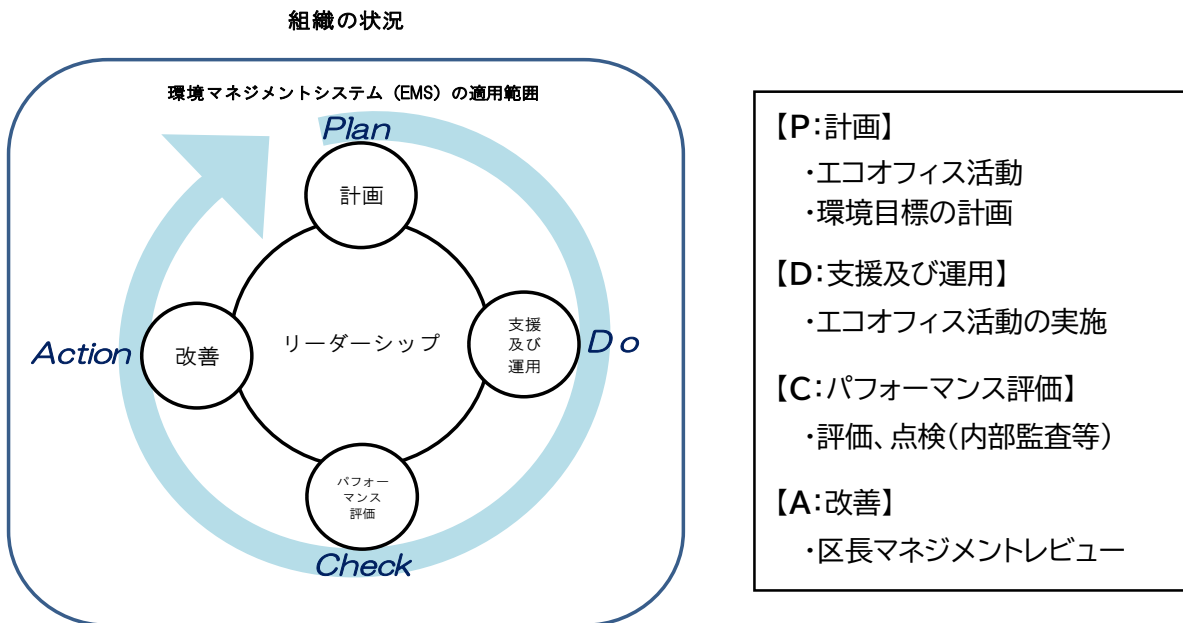


図 PDCAサイクルのイメージ図

(1) 各職場の取組状況の点検及び評価(四半期毎)

EMS 推進員は、各課・施設のエコオフィス活動(エネルギー使用量、紙使用量及びごみ排出量等)の取組状況を把握し、EMS 推進管理者に報告するとともに、各職員に対して取組状況を共有します。

EMS 推進管理者は、増減要因の分析、目標の達成状況について点検・評価し、その結果を実行部門責任者に報告します。

(2) 実行部門責任者の役割

実行部門責任者は、実行部門全体のエコオフィス活動の取組状況の把握に努め、増減要因の分析、目標の達成状況について点検・評価を行います。

(3) 取組状況の把握と改善指示

EMS 事務局は、四半期毎に区全体のエコオフィス活動の取組状況を集計し、EMS 推進委員会や区長マネジメントレビューの場において報告を行います。

環境管理統括者は、区有施設全体のエコオフィス活動の取組状況を把握し、著しく増加している場合は、実行部門責任者に改善を指示し、その結果を確認します。

なお、取組状況や改善指示は全職員に周知し、その後の取組の徹底につなげ、より積極的な環境配慮行動に努めるよう喚起します。

(4) 実行計画に基づく実施状況の公表について

温対法第 21 条の 10 において、実行計画に基づく措置の実施状況(温室効果ガスの総排出量を含む)については、公表が義務付けられています。

行政の取組を公表することで、区民・事業者に対しても、環境配慮に向けた一層の取組を促すことが期待されます。

ア 公表の時期と方法

点検・評価の実施後、速やかにホームページ等により公表します。

イ 公表内容

温対法第 21 条の 3 に基づく温室効果ガスの総排出量に関する目標の達成状況及び、環境配慮行動の推進にかかる取組状況を公表します。

※参考 対象施設一覧

(令和3年1月1日現在)

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課		
1	区役所本庁舎		高圧	総務部	施設課		
2	旧西中野保育園	(文書庫)	低圧		総務課		
3	職員研修センター	新井福祉作業施設	低圧		職員課		
4	旧鷺宮すこやか福祉センター		低圧		経理課		
5	東部地域事務所	宮園高齢者会館、東部区民活動センター	高圧	区民部	戸籍住民課		
6	江古田地域事務所	江古田区民活動センター	高圧				
7	野方地域事務所	野方区民ホール、野方区民活動センター	高圧				
8	南中野地域事務所	南部すこやか福祉センター、南部地域スポーツコミュニティプラザ	高圧				
9	鷺宮地域事務所	鷺宮図書館、鷺宮区民活動センター	高圧				
10	中野区産業振興センター		高圧		産業観光課		
11	もみじ山文化センター	中央図書館、もみじ山文化センター西館	高圧		区民文化 国際課		
12	もみじ山文化センター西館	もみじ山文化センター、中央図書館	高圧				
13	なかの芸能小劇場	社会福社会館、地域生活支援センターせせらぎ、障害者地域自立生活支援センターつむぎ、スマイル歯科診療所	高圧				
14	野方区民ホール	野方区民活動センター、野方地域事務所	高圧				
15	歴史民俗資料館		高圧				
16	中央図書館	もみじ山文化センター、もみじ山文化センター西館	高圧			子ども教育部 教育委員会事務局	子ども・教育政策課
17	上高田図書館	上高田児童館、上高田学童クラブ	低圧				
18	江古田図書館		低圧				

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課
19	東中野図書館	陽だまりの丘保育園	低圧	子ども教育部 教育委員会事 務局	子ども・教 育政策課
20	鷺宮図書館	鷺宮区民活動センター、鷺 宮地域事務所	高圧		
21	南台図書館		低圧		
22	野方図書館		低圧		
23	本町図書館		低圧		
24	中野保育園		低圧		保育園・幼 稚園課
25	弥生保育園		低圧		
26	本町保育園		高圧		
27	鍋横保育園	鍋横区民活動センター、鍋 横区民活動センター地下文 書庫	低圧		
28	昭和保育園		低圧		
29	沼袋保育園	沼袋地下自転車保管場所、 沼袋高齢者会館、職員沼袋 住宅	高圧		
30	江原保育園		低圧		
31	丸山保育園		低圧		
32	野方保育園		高圧		
33	白鷺保育園		高圧		
34	ひがしなかの幼稚園		低圧		
35	かみさぎ幼稚園		低圧		
36	旧沼袋小学校跡施設		低圧		
37	桃園第二小学校		高圧		子ども・教 育施設課
38	塔山小学校	キッズ・プラザ塔山、塔山 学童クラブ	高圧		
39	谷戸小学校	キッズ・プラザ谷戸、谷戸 学童クラブ	高圧		
40	中野本郷小学校		高圧		
41	江古田小学校	キッズ・プラザ江古田、江 古田学童クラブ	高圧		
42	鷺宮小学校		高圧		
43	令和小学校		高圧		
44	啓明小学校		高圧		
45	北原小学校		高圧		

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課
46	江原小学校	キッズ・プラザ江原	高圧	子ども教育部 教育委員会事 務局	子ども・教 育施設課
47	武蔵台小学校	キッズ・プラザ武蔵台、武 蔵台学童クラブ	高圧		
48	西中野小学校		高圧		
49	上鷲宮小学校		高圧		
50	桃花小学校	キッズ・プラザ桃花、桃花 学童クラブ	高圧		
51	白桜小学校	キッズ・プラザ白桜、白桜 学童クラブ	高圧		
52	平和の森小学校		高圧		
53	緑野小学校	キッズ・プラザ緑野、緑野 学童クラブ、子ども発達セ ンターたんぼぼ、放課後デ イサービスセンターみずい ろ	高圧		
54	南台小学校		高圧		
55	みなみの小学校	キッズ・プラザみなみの、 みなみの学童クラブ	高圧		
56	美鳩小学校		高圧		
57	中野第一小学校		高圧		
58	第二中学校		高圧		
59	第四中学校		高圧		
60	第五中学校		高圧		
61	第七中学校		高圧		
62	第八中学校		高圧		
63	北中野中学校		高圧		
64	緑野中学校		高圧		
65	南中野中学校		高圧		
66	中野中学校		高圧		
67	中野東中学校		高圧		
68	さつき寮		低圧	子育て 支援課	
69	子ども家庭支援セン ター分室(旧商工会 館)		高圧		
70	文園児童館	桃園第二学童クラブ	低圧		育成活動 推進課

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課
71	上高田児童館	上高田図書館、上高田学童クラブ	低圧	子ども教育部 教育委員会事務局	育成活動 推進課
72	キッズ・プラザ桃花	桃花学童クラブ、桃花小学校	高圧		
73	キッズ・プラザ白桜	白桜学童クラブ、白桜小学校	高圧		
74	キッズ・プラザ塔山	塔山学童クラブ、塔山小学校	高圧		
75	キッズ・プラザ谷戸	谷戸学童クラブ、谷戸小学校	高圧		
76	城山ふれあいの家		低圧		
77	新井薬師児童館	新井学童クラブ(児童館内)	低圧		
78	みずの塔ふれあいの家		低圧		
79	北原児童館	北原学童クラブ	低圧		
80	野方児童館	平和の森学童クラブ	低圧		
81	キッズ・プラザ江古田	江古田小学校、江古田学童クラブ	高圧		
82	キッズ・プラザ緑野	緑野小学校、緑野学童クラブ、子ども発達センターたんぼぼ及び放課後デイサービスセンターみずいろ(敷地内(プール棟1F))	高圧		
83	みなみ児童館	多田学童クラブ	低圧		
84	弥生児童館		低圧		
85	朝日が丘児童館	桃園学童クラブ	低圧		
86	宮の台児童館	中野本郷学童クラブ	低圧		
87	南中野児童館	弥生福祉作業所	高圧		
88	キッズ・プラザ新山	新山学童クラブ、みなみの小学校	高圧		
89	大和児童館	啓明学童クラブ	低圧		
90	大和西児童館	大和学童クラブ	低圧		
91	西中野児童館	西中野学童クラブ	低圧		

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課
92	若宮児童館		低圧		育成活動 推進課
93	かみさぎ児童館	かみさぎ学童クラブ	低圧		
94	鷺宮児童館	鷺宮学童クラブ	低圧		
95	キッズ・プラザ武蔵台	武蔵台学童クラブ、武蔵台小学校	高圧		
96	キッズ・プラザ江原	江原学童クラブ、江原小学校	高圧		
97	キッズ・プラザみなみの	みなみの小学校、みなみの学童クラブ	高圧		
98	キッズ・プラザ美鳩	美鳩小学校、美鳩学童クラブ	高圧		
99	療育センターアポロ園		高圧		
100	子ども発達センターたんぼぼ	放課後デイサービスセンターみずいろ、緑野小学校、キッズ・プラザ緑野、緑野学童クラブ	低圧		
101	放課後デイサービスセンターみずいろ	子ども発達センターたんぼぼ、緑野小学校、キッズ・プラザ緑野、緑野学童クラブ	低圧		
102	療育センターゆめなりあ	南中野区民活動センター	高圧		
103	教育センター		高圧	指導室	
104	軽井沢少年自然の家		高圧	学校教育課	
105	地球温暖化対策推進 オフィス跡施設		低圧	地域支えあい 推進部	地域活動 推進課
106	東中野地域包括支援 センター		低圧		地域包括 ケア推進課
107	南部シルバーワーク プラザ		低圧		介護・高齢 者支援課
108	江古田シルバーワー クプラザ		低圧		
109	東部シルバーワーク プラザ	東部福祉作業施設	低圧		

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課
110	かみさぎ特別養護老人ホーム		高圧	地域支えあい 推進部	介護・高齢者支援課
111	特別養護老人ホーム しらさぎホーム		高圧		
112	特別養護老人ホーム 小淀ホーム		高圧		
113	老人デイサービスセンター ふじみ苑		低圧		
114	野方デイサービスセンター		低圧		
115	中部すこやか福祉センター	仲町就労支援事業所、中部 スポーツ・コミュニティプラザ	高圧		中部すこやか福祉センター
116	東部区民活動センター	宮園高齢者会館、東部地域 事務所	高圧		
117	桃園区民活動センター		低圧		
118	昭和区民活動センター		低圧		
119	東中野区民活動センター		低圧		
120	上高田区民活動センター		高圧		
121	宮園高齢者会館	東部区民活動センター、東 部地域事務所	高圧		
122	昭和高齢者会館		低圧		
123	上高田高齢者会館		低圧		
124	東中野いこいの家		低圧		
125	上高田東高齢者会館		低圧		
126	北部すこやか福祉センター		低圧	北部すこやか福祉センター	
127	新井区民活動センター		低圧		

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課
128	江古田区民活動センター	江古田地域事務所	高圧	地域支えあい 推進部	北部すこやか福祉センター
129	沼袋区民活動センター	障害者福祉会館	高圧		
130	野方区民活動センター	野方区民ホール、野方地域事務所	高圧		
131	野方区民活動センター一分室		低圧		
132	沼袋高齢者会館	沼袋地下自転車保管場所、沼袋保育園、職員沼袋住宅	高圧		
133	野方高齢者会館		低圧		
134	東山高齢者会館		低圧		
135	松が丘シニアプラザ		低圧		
136	南部すこやか福祉センター	南中野地域事務所、南部地域スポーツコミュニティプラザ	高圧		南部すこやか福祉センター
137	南中野区民活動センター	療育センターゆめなりあ	高圧		
138	弥生区民活動センター		低圧		
139	鍋横区民活動センター	鍋横保育園	低圧		
140	鍋横区民活動センター一分室		低圧		
141	南部高齢者会館		低圧		
142	しんやまの家		低圧		
143	本一高齢者会館		低圧		
144	やよいの園		低圧		
145	鷺宮すこやか福祉センター	鷺宮高齢者会館	低圧	鷺宮すこやか福祉センター	
146	大和区民活動センター		低圧		

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課
147	鷺宮区民活動センター	鷺宮図書館、鷺宮地域事務所	高圧	地域支えあい 推進部	鷺宮すこやか福祉センター
148	鷺宮区民活動センター分室		低圧		
149	上鷺宮区民活動センター		低圧		
150	上鷺宮区民活動センター分室		低圧		
151	鷺六高齢者会館		低圧		
152	白鷺高齢者会館		低圧		
153	若宮いこいの家		低圧		
154	若宮高齢者会館		低圧		
155	社会福祉会館	なかの芸能小劇場、地域生活支援センターせせらぎ、障害者地域自立生活支援センターつむぎ、スマイル歯科診療所	高圧	健康福祉部	福祉推進課
156	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	鷺宮運動広場	高圧		スポーツ 振興課
157	哲学堂弓道場	哲学堂公園施設	高圧		
158	哲学堂公園施設	哲学堂弓道場			
159	中野上高田公園施設	上高田運動施設	高圧		
160	南部スポーツ・コミュニティプラザ	南部すこやか福祉センター、南中野地域事務所	高圧		
161	中部スポーツ・コミュニティプラザ	中部すこやか福祉センター、仲町就労支援事業所	高圧		
162	中野区立総合体育館	平和の森公園施設	高圧		障害福祉課
163	仲町就労支援事業所	中部すこやか福祉センター、中部スポーツ・コミュニティプラザ	高圧		
164	弥生福祉作業所	南中野児童館	高圧		
165	障害者福祉会館	沼袋区民活動センター	高圧		

	所管施設名	併設等施設名	電力供給区分 ※	所管部	所管課
166	かみさぎこぶし園		高圧	健康福祉部	障害福祉課
167	弥生福祉作業施設		高圧		
168	大和福祉作業施設		低圧		
169	谷戸福祉作業施設		低圧		
170	保健所		高圧		生活衛生課
171	旧中部保健福祉センター		低圧		
172	リサイクル展示室		高圧	環境部	ごみゼロ 推進課
173	清掃事務所		高圧		清掃事務所
174	清掃事務所南中野事業所		高圧		
175	広町みらい公園体験学習センター		低圧	都市基盤部	公園緑地課
176	中野西自転車駐車場		低圧		交通政策課
177	都立家政南自転車駐車場	鷺宮シルバーワークプラザ	低圧		

※電力供給区分

- ・高圧 契約電力 50kW 以上 2,000kW 未満
- ・低圧 契約電力 50kW 未満